

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月

私たち夫婦は、申立期間当時、妻の実家の隣に住んでいて、妻の実家の仕事を手伝っていた。

国民年金保険料は、夫婦共に妻の父が組合長をしていた隣保班の納税組合に加入し、妻が夫婦の保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。付加保険料を含めて納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は、夫婦共に妻の父が組合長をしていた隣保班の納税組合に加入し、妻が夫婦の保険料を納付していた。」旨主張しているところ、申立期間は1か月と短期間である上、申立人のオンライン記録及び特殊台帳から、申立期間前後の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付済みとなっていることから判断すると、申立人及び申立人の保険料を納付していたとするその妻が申立期間の保険料のみ納付する意思を有していなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、「私が納税組合の集金をしていた。当時は報奨金もあったので、未納にしている人はいなかった。」旨主張しているところ、当該納税組合員であったと考えられる申立人の妻の両親、及び申立人が居住する地域に当時から現在まで居住している者については、オンライン記録により申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月

私たち夫婦は、申立期間当時、私の実家の隣に住んでいて、実家の仕事を手伝っていた。

国民年金保険料は、夫婦共に実家の父が組合長をしていた隣保班の納税組合に加入し、私が夫婦の保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は、夫婦共に実家の父が組合長をしていた隣保班の納税組合に加入し、私が夫婦の保険料を納付していた。」旨主張しているところ、申立期間は1か月と短期間である上、申立人のオンライン記録及び特殊台帳から、申立期間前後の国民年金保険料については、納付済みとなっていることから判断すると、申立人が申立期間の保険料のみ納付する意思を有していなかったとは考え難い。

また、申立人は、「私が納税組合の集金をしていた。当時は報奨金もあったので、未納にしている人はいなかった。」旨主張しているところ、当該納税組合員であったと考えられる申立人の両親、及び申立人が居住する地域に当時から現在まで居住している者については、オンライン記録により申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月から青年海外協力隊に参加し、同年 10 月から海外に赴任した。この間、国民年金には未加入であったが、昭和 52 年 4 月頃又は同年 10 月頃に一時帰国した際に、A 村（現在は、B 市）居住の両親に、私の国民年金の加入手続の依頼の連絡をした。両親は申立期間を含め、私が帰国するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、12 か月と比較的短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、国民年金制度発足当初から加入し、60 歳到達時（父親の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの期間を除く。）までの国民年金保険料を申立期間を含め納付しており、申立人及び両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（*：昭和 54 年 10 月に重複払出を理由に*へ統合され、取消済み）は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 52 年 4 月 1 日を資格取得日として 54 年 5 月頃に A 村にて払い出されたものと推認され、申立期間は、当該払出時点で過年度納付可能な期間である上、申立人に係る特殊台帳から、申立期間直後の 53 年度の国民年金保険料については過年度納付（納付日不明）していることが確認できる。

さらに、申立人の兄について、申立人及びその妹は、「兄は昭和 44 年頃から 57 年頃まで海外に居住していた。」旨それぞれ供述しているところ、申立

人の兄に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人の兄が海外に居住していたとされる期間に係る国民年金保険料はA村で全て納付されていることが確認でき、そのうち加入当初の期間については、特例納付及び過年度納付により未納期間の解消に努めていることを踏まえると、これら納付は、申立人の両親が兄の将来のことを考えて未納期間を生じさせないように納付していたものと考えられる。

以上のことを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親が、申立人の兄と同様に、申立人の納付可能な期間の全てについても、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 857

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月頃に A 市役所で国民年金保険料の未納分を納付する相談を行い、申立期間の国民年金保険料を 3、4 回に分けて 7 万円程度納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 3 月頃、A 市役所で国民年金保険料の未納分を納付する相談を行い、申立期間の国民年金保険料を 3、4 回に分けて 7 万円程度納付した。」旨主張しているところ、当該時点は第 2 回特例納付期間中である上、申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿によると、当該時点で特例納付及び過年度納付が可能な期間（申立期間を含む。）に係る国民年金保険料は 7 万 8,450 円であり、これは申立人の主張する保険料額（7 万円程度）とはおおむね一致している。

しかしながら、申立人は、「昭和 50 年 3 月頃、国民年金を受給するためには、あとどれぐらい納付したらいいか A 市の担当者に相談した。」旨主張しているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人は、第 2 回特例納付により、制度上、納付可能な昭和 48 年 3 月以前の期間のうち、39 年 8 月から 41 年 7 月までの期間である 24 月を 50 年 12 月 27 日に特例納付していることが確認でき、申立人の年金受給に必要な月数である 300 月から、申立人が同市の担当者と相談したと主張する 50 年 3 月時点における申立人の国民年金保険料納付済期間及び同年 4 月から 60 歳到達時までの国民年金保険料納付可能期間の合計である 276 月を差し引いて計算される年金受給に最低限必要な月数が 24 月であることを踏まえると、当該納付は、同市が申立人の年金受給に必要な期間（24 月）に係る納付書を発

行し、それに基づき申立人が特例納付を行ったものとするのが自然であり、申立人の主張する金額がおおむね一致していることのみをもって、申立期間の国民年金保険料が納付されたとはまでは言えない。

また、申立人は、「昭和 50 年 4 月からの保険料納付と並行して、3、4 回に分けて納付した。」旨主張しているところ、その納付の全てについて行政側が記録管理に誤りを生じさせたとは通常では考え難い上、前述の被保険者名簿により、申立人は、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 51 年 1 月 31 日、同年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 4 月 30 日にそれぞれ現年度納付していることが確認でき、当該納付日時点では、申立期間のうちの一部については既に時効により過年度納付ができない期間（昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間）となることから、50 年 4 月からの保険料納付と並行して納付したとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

大分国民年金 事案 858

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 7 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に A 社を退職し B 事業所に就職したが、健康保険適用事業所でなかったため、C 区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和 59 年 9 月に D 市に転居し E 社に就職したが、すぐに厚生年金保険に加入できなかったため、D 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 3 月に A 社を退職し B 事業所に就職したが、健康保険適用事業所でなかったため、C 区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」旨主張しているところ、C 区の国民年金保険料に係る「収滞納リスト」の記録によると、申立人は、昭和 56 年 4 月から 59 年 9 月までの期間は国民年金の資格喪失を表す「ソ」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録からも、その後、申立人が同区で国民年金の資格を再取得した記録は見当たらないことから、申立期間のうち、56 年 4 月から同区に居住していた 59 年 9 月までの期間については、国民年金の未加入期間であり、申立人に当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 59 年 9 月に D 市に転居し E 社に就職したが、すぐに厚生年金保険に加入できなかったため、D 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」旨主張していると

ころ、D市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間のうち、昭和59年10月から60年7月までの期間は国民年金の資格喪失を表す「ソ」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人が、同市において国民年金の資格を再取得したのは61年4月1日であることが確認できることから、申立期間のうち、59年10月から60年7月までの期間については、国民年金の未加入期間であり、申立人に当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人及びその妻の国民年金手帳の資格取得欄に「昭和60年3月1日（強）」と記載されていることが確認できるところ、i）申立人の妻は昭和50年4月に国民年金に加入して以降、手帳に記載のある上記時点まで国民年金の資格を喪失した記録は無く、上記時点で国民年金の資格を再取得する必要は無いこと、ii）当該記載の前行の資格喪失日欄の記載は二人とも空白（記載無し）となっていることなどから判断すると、資格取得日に係る当該記載が行政側による何らかの処理に基づき記載されたとは言いえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。